

イ) 児童扶養手当

父または母が、死亡、離婚、法令による1年以上の拘禁者、配偶者が重度の障害者、または未婚等で18歳の年度末までの児童(障害者は20歳未満)を監護している母親、父親または父母にかわってその児童を養育している人に支給します。なお、一定以上の所得がある家庭の人には支給されません。

- ・手当月額 全部支給 児童1人のとき 42,000円(対象児童の人数により手当月額は、加算されます。)
- 一部支給 児童1人のとき 41,990円~9,910円

※一部支給の金額は所得に応じて細かく(10円きざみで)設定されています。

※児童扶養手当法の所得制限により、全部支給と一部支給とがあります。

ウ) 子ども医療費助成

中学校3年生までの子どもの医療費を負担する保護者に、保険診療分の自己負担医療費の一部を助成しています。助成を受けるには受給券の申請が必要です。

- ・保険診療分の自己負担額 通院=1回200円、入院=1日200円、調剤=なし(無料)

エ) ひとり親家庭等医療費等助成

18歳の年度末までの児童を監護しているひとり親家庭等に医療費等の一部を助成しています。助成を受けるためにはあらかじめ登録が必要です。なお、一定以上の所得がある家庭は該当になりません。

オ) 遺児手当

病気や交通事故等により、両親または、片親と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している人に対し、手当を支給します。なお、一定以上の所得がある家庭は該当になりません。

問い合わせ 松戸市役所 子育て支援課 児童給付担当室 電話 047-366-3127

(6)ひとり親家庭への援助

ア) ひとり親家庭等の相談

母子・父子自立支援員がひとり親家庭が直面している生活上の問題に関する相談や母子寡婦福祉資金の貸付け等の相談に応じます。

問い合わせ 松戸市役所 子ども家庭相談課 電話 047-366-3941

イ) ひとり親家庭の就労支援

- ◎ 児童扶養手当受給者の方を対象に、専門の相談員が就職等のサポートを行います。
- ◎ ひとり親家庭の母または父が就業に結びつきやすい資格を取得するため、2年以上のカリキュラムを受講する際、高等訓練促進費を支給します。
- ◎ ひとり親家庭の父母等が就労に必要な知識技能を習得するための講座経費を援助します。

問い合わせ 松戸市役所 子育て支援課 電話 047-366-7347